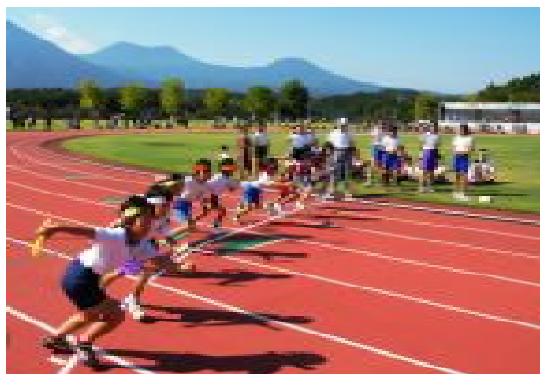


小林市・野尻町合併協議会 第8回会議資料



日 時 平成21年11月26日(木)午後1時30分から
場 所 野尻町農村環境改善センターホール

第 8 回小林市・野尻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

報告事項

報告第 5 1 号 第 7 回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について..... 3

報告第 5 2 号 小林市・野尻町合併協議幹事会規程の改正について..... 7

報告第 5 3 号～ 6 3 号 協議会報告事項（Aランク） 以下参照

協 議 会 報 告 事 項 標 題	担当部会 分科会	本編資料 ページ	現況調書 ページ
報告第 5 3 号 一般職の職員の身分の取扱いについて	総務 行政・人事	11	1
報告第 5 4 号 特別職の職員の身分の取扱いについて	総務 行政・人事	13	2～3
報告第 5 5 号 事務組織及び機構の取扱いについて	総務 行政・人事	19	4～8
報告第 5 6 号 公共的団体等の取扱いについて	総務	21	
報告第 5 7 号 介護保険事業の取扱いについて	厚生 介護	30	9～12
報告第 5 8 号 補助金・交付金の取扱いについて	厚生 福祉	33	13～14
報告第 5 9 号 高齢者福祉関係について	厚生 福祉	35	14～15
報告第 6 0 号 児童福祉関係について	厚生 福祉	37	16
報告第 6 1 号 保健・医療関係について	厚生 保健予防	41	17～18
報告第 6 2 号 生活環境関係の一部修正について	厚生 生活環境	44	19
報告第 6 3 号 学校教育関係について	文教 学校教育	46	19～20

協議事項

協議会協議事項標題	担当部会 分科会	本編資料 ページ	現況調書 ページ
協議第28号 議会議員の定数及び任期の取扱いの変更について	総務 議会	48	20
協議第29号 高齢者福祉関係の変更について	厚生 福祉	50	21～23
協議第30号 保健・医療関係の変更について	厚生 保健予防	54	24～27
協議第31号 社会教育関係の変更について	文教 社会教育	59	28
協議第32号 平成21年度小林市・野尻町合併協議会補正予算(第1号)について	事務局	61	

諮問事項

諮問第1号 市町村合併功労者総務大臣表彰候補者の推薦について..... 67

確認事項..... 71

1. 第9回小林市・野尻町合併協議会の開催について
2. 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について

小林市・野尻町合併協議会委員等名簿..... 72

4 その他

5 閉会

報告第51号

第7回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第7回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

第7回小林市・野尻町合併協議会以降の経過

月 日	経 過 内 容	場 所
9月24日	第7回小林市・野尻町合併協議会	小林市中央公民館大ホール
9月28日 29日	財務研修	野尻町役場2階会議室
10月7日 ~9日	地域自治区・協働に関する先進地視察研修	飯田市役所（長野県） 恵那市役所（岐阜県）
10月15日	第2回財務システム打合せ	小林市役所4階大会議室
11月5日	健康管理システム打合せ	小林市役所1階介護保険課 審査会室
11月6日	公衆電話取扱い説明会	小林市福祉事務所会議室
11月11日	第3回財務システム打合せ	小林市役所第1委員会室
11月12日	第8回首長会・幹事会合同会議	小林市役所4階大会議室

報告第52号

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程の改正について

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり改正したので報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程（平成20年12月第1回小林市・野尻町合併協議会報告第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「両副市長」を「副市長」に改める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、小林市・野尻町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、小林市、野尻町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときは、幹事長があらかじめ指名した副幹事長がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処

理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職	名
小 林 市	<u>副 市 長</u>	総 務 課 長
野 尻 町	副 町 長	総 務 企 画 課 長
専 門 部 会	専 門 部 会 長	
事 務 局	事 務 局 長	事 務 局 次 長